

公益社団法人日本超音波医学会認定超音波工学フェロー資格認定審査内規

(平成10年12月4日制定)
 (平成14年9月20日改正)
 (平成24年12月21日改正)
 (平成25年4月1日改正)
 (平成25年8月23日改正)
 (平成28年4月1日改正)
 (平成29年1月27日改正)

- 1 公益社団法人日本超音波医学会認定超音波工学フェロー制度(以下「工学フェロー」制度という。)規則第4条に基づき、工学フェロー制度資格認定審査はこの内規により施行する。この内規において「本委員会」とは、公益社団法人日本超音波医学会認定超音波工学フェロー認定審査委員会をいう。
- 2 工学フェロー制度規則第5条にいう「超音波あるいはそれに関連する基礎及び応用についての理工学の学識と経験が専門レベルに達し、研究及び開発を自立的に行え、かつ指導できる理工学研究者」とは、筆頭者として5件(篇)以上の超音波に関する業績を有する理工学研究者をいう。
- 3 超音波に関する業績は以下の各号にあたるものとし、本委員会は、申請者が提出した超音波工学フェロー認定審査申請書を受理したとき、以下の各号に適格かの審査を行う。
 - 1) 学術集会での研究発表
 - A 日本超音波医学会学術集会(旧研究発表会)
 同上特別企画(シンポジスト, パネリスト)
 日本超音波医学会地方会学術集会
 日本超音波医学会研究会(旧研究部会)
 - B 世界超音波医学学術連合大会及びそれを構成する各連合大会
 - C 日本学術会議協力学術研究団体の学術集会
 - D Cに関連する国際学会
 - E その他、本委員会が適格と認めたもの
 - 2) 超音波の基礎あるいは臨床応用に関する論文と著書
 - A 日本超音波医学会機関誌「超音波医学」及び「Journal of Medical Ultrasonics」
 - B 世界超音波医学学術連合機関誌「Ultrasound in Medicine and Biology」及びその他のWFUMB加盟学会機関誌
 - C 日本学術会議協力学術研究団体の機関誌
 - D Cに関連する国際学会機関誌
 - E 単行本等、本委員会が適格と認めたもの
 - 3) 超音波医学に関する特許(注1)
- 4 本委員会が審査の結果、適格と判定した者を理事会の議を経て、公益社団法人日本超音波医学会認定超音波工学フェローとして理事長が認定する。
- 5 この内規の改廃は、本委員会の発議により規約担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

注1：5件(篇)以上の超音波に関する業績のうち、超音波医学に関する特許は、2件以内とする。外国特許も含める。

附 則

- 1 この内規は、平成10年12月4日から施行する。
- 2 この内規の改正は、平成14年9月20日から施行する。
- 3 この内規の改正は、平成24年12月21日から施行する。
- 4 この内規の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この内規の改正は、平成25年8月23日から施行する。
- 6 この内規の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 7 この内規の改正は、平成29年1月27日から施行する。